

VI 農業産出額・生産農業所得の部

この部には、「農業産出額及び生産農業所得」の結果を収録した。

1 農業産出額

(1) 推計方法

全国の都道府県を推計単位とし、暦年（1月～12月）の1年間に生産された農産物の価値額を、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。具体的には次の方法で推計した。

農業産出額＝ Σ （品目別生産数量×品目別農産物農家庭先販売価格）

ただし、品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入された中間生産物（種子、飼料等）の数量を控除した数量である。

また、品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価格の一部とみなし加えた価格である。

(2) 推計の対象とした農産物の範囲

部 門		品 目 名	
耕	米	玄米、くず米等	
	麦 類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等	
	雑 穀	そば等	
	豆 類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等	
	い も 類	かんしょ、ばれいしょ	
	野 菜	果 菜 類	スイートコーン、えだまめ(未成熟)、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉 茎 菜 類	キャベツ、はくさい、非結球つげな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根 菜 類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、ゆりね等
		果 実	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、うめ、かき、くり、すもも等
	種 花 球 鉢 花 芝	切 花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ストック、スイトピー、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
球 根		チューリップ等	
鉢 物 類		シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等	
花 苗 類		パンジー等	
その 他 花 芝		芝等	
	工芸農作物	なたね、てんさい等	
	その他作物	販売したもの（街頭樹苗木、庭園樹苗木、山林用苗木等） 植物生長（りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、うめ、くり等）	
畜 産	肉 用 牛	肉用牛（子牛、育成牛、和牛、乳用おす牛等）	
	乳 用 牛	生乳、乳牛、乳廃牛	
	豚	肉豚、子豚（他都道府県へ販売したもの）	
	鶏	鶏卵、ブロイラー、ひな（他都道府県へ販売したもの）、廃鶏等	
	その 他 畜 産 物	馬、軽種馬、めん羊、やぎ、はちみつ、うずら卵等	
	加 工 農 産 物	かんびょう、干がき、かんしょ切干等	

(3) 留意すべき事項

ア 農業産出額（都道府県別）と農業総産出額（全国）について

農業産出額（都道府県別）を合計した全国値は、自都道府県外へ販売した中間生産物（種子、飼料等）を含んでいるため、都道府県間を異動した中間生産物の産出額が重複計上されている。このため全国推計した農業総産出額と一致しない。

なお、中間生産物の取扱いは以下のとおりである。

- (ア) 自都道府県で生産され農業へ再投入したものは産出額から控除する。
- (イ) 他都道府県へ販売したものは自都道府県の産出額に含む。
- (ウ) 他都道府県から購入したものは産出額から控除しない。

イ 産出額に含まれる経常補助金の取扱いについて

経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金は産出額に含めていない。

2 生産農業所得

推計方法は、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金等を加算したものである。具体的には、次の方法で推計した。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \text{所得率} + \text{経常補助金等}$$

経常補助金等には、日本型直接支払（平成24年までは中山間地域等直接支払交付金）及び経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金等が含まれる。

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{物的経費（減価償却費、間接税を含む。）}}{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等}}$$

所得率は農業経営統計調査営農類型別経営統計結果を用いて、部門別に上記のとおり算出した。